新制度自動車免許区分について

貨物自動車のドライバー不足解消を図る為、
この度18歳より取得可能な **『準中型免許制度』** が
新設されました。これにより準中型免許を所有している18歳は
車両総重量7.5トン、最大積載量4.5トン未満の自動車の運転が
可能となりました。

- ◆平成29年3月12日より施行
- ◆平成29年3月11日までに普通免許(準中型5ｔ限定)を保有している方は車両総重量5トン未満の自動車を運転できます
- ◆準中型免許は、18歳から普通免許なしでも取得できます

最大積載量	車両総重量	乗車定員　10人以下	29人以下	30人以上
6.5ｔ以上	11ｔ以上	**大型** 【21歳以上で普通免許取得3年以上　他条件有り】		
6.5ｔ未満	11ｔ未満	**中型** 【20歳以上で普通免許取得から2年以上経過】		
5ｔ未満	8ｔ未満	**中型（8ｔ限定）** 【H19.6.2より以前に普通免許を取得】		
4.5ｔ未満	7.5ｔ未満	**準中型** 【H29.3.12以降に取得可能】		
3ｔ未満	5ｔ未満	**準中型（5ｔ限定）** 【H19.6.2～H29.3.11の期間に普通免許を取得】		
2ｔ未満	3.5ｔ未満	**普通免許** 【H29.3.12以降に普通免許を取得】		

車両総重量とは

車両総重量とは乗用車の場合、車両重量に乗車定員に55kgを乗じた重量を加算した重量を言います。

車両総重量＝車両重量+乗車定員×55kg+最大積載量

NISHIO